

○農林水産省、厚生労働省、
環境省、経済産業省、告示第五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年大蔵省、農林水産省、厚生労働省、通商産業省、告示第七号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 武見 敬三
農林水産大臣 坂本 哲志
経済産業大臣 齋藤 健
環境大臣 伊藤信太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後		改 正 前	
備考 表中の「」は注記である。	[略]	特定分別基準適合物 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	特定事業者責任比率 一〇〇分の九五	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	特定分別基準適合物 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	特定事業者責任比率 一〇〇分の九六	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]